

平成30年大網白里市議会第2回定例会文教福祉常任委員会会議録

日時 平成30年6月14日（木曜日）午前10時18分開会

場所 本庁舎 3階 第一会議室

出席委員（6名）

秋葉好美	委員長	森建二	副委員長
蛭田公二郎	委員	田辺正弘	委員
宮間文夫	委員	倉持安幸	委員

出席説明員

教育委員会 管理課長	古内衛	教育委員会管理課 副課長	加藤岡裕二
管理課副参事 兼学校教育室長	加藤温		
高齢者支援課長	石原治幸	高齢者支援課副課長	大塚隆一
高齢者支援課主査 兼介護保険班長	鈴木理一		

事務局職員出席者

議会事務局長	安川一省	副主幹	花沢充
主任書記	安井與志秀		

議事日程

第1 開会

第2 委員長挨拶

第3 協議事項

(1) 請願・陳情（新規付託）の審査について

- ・請願第 2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願
- ・請願第 7号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願
- ・陳情第 5号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情

(2) 条例付託議案の審査について

- ・議案第 3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- ・議案第 5号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

第4 その他

第5 閉会

◎開会の宣告

○森 建二副委員長 それでは、改めましてただいまより文教福祉常任委員会を開催いたします。

(午前10時18分)

◎委員長挨拶

○森 建二副委員長 改めて委員長から挨拶をお願いいたします。

○秋葉好美委員長 皆様、ご苦労さまでございます。

今回、当常任委員会で審議する内容は、請願が2件、陳情が1件、議案が2件であります。いずれも重要な案件でございますので、慎重な審議をよろしくお願いたします。

○森 建二副委員長 ありがとうございます。

続きまして、協議事項に入らせていただきます。

委員長、進行をお願いいたします。

◎請願第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願

○秋葉好美委員長 本日の出席委員は6名です。委員会条例第14条の規定による定足数に達しておりますので、会議は成立いたします。

請願第2号審査、それでは、当常任委員会に付託となった請願第2号 「国における平成31(2019)年度教育予算拡充に関する意見書」採択に関する請願の審査を行いたいと思ます。

請願の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見をお伺いしたいと思います。

はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 紹介議員の宮間委員、大変ご苦労さまです。この予算、来年度に向けての予算拡充、それからその後議論する教育費国庫負担の問題については、ここ数年出されているんですが、ここにありますが、来年度における教育予算拡充、具体的には1項目から7項目ありますが、全体的にやっぱり日本の教育予算が非常に少ないと。このOECD35カ国だと今思うんですが、その中でGDP対比でいくと日本は最低なんですよね。3.

数パーセント、平均で5パーセント以上ありますから、日本の教育予算は非常に少ないと。しかもこれも毎年毎年減っている。数年前までは国の予算の中で教育費は6兆円超していたんですね。今だんだん減って今5兆円ちょっとぐらいなんですけれども、私農水省にしまして、農水省の予算については随分関心があったんですけども、大体ずっと3兆円ぐらいで、防衛予算は2兆円台だったのに、これを超して今もう5兆円超していますよね。去年はじめて5兆円超しましたけれども、そういうふうには防衛予算は増える一方で、教育の予算がね、どんどん減っていると。ここはやっぱり国の施策の大きな問題だと思いますね。教育に力を入れるという立場からしても、ぜひ教育予算の拡充、この意見書には私は賛成したいと思います。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 次に、討論ですけれども、希望者がおりますでしょうか。

副委員長。

○森 建二副委員長 今の世の中でこれだけ教育についてなかなか子育て支援という部分からの意味合いで、非常に親御さんたちが厳しい、また教育に関してなかなか難しい問題が散見される中で、やはり引き続き私も大網白里市としても、子どもの教育に関する予算を引き続き上げるというスタンスといいますか、常に示したいと思ひますし、その上で子どもの権利条約の推進を生かした、よりよい教育を目指すという趣旨には当然賛同するものでございますので、私はこの請願書については賛同させていただきたいと思ひます。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 ないようですので、採決に移りたいと思ひますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 お諮りいたします。

請願第2号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員となります。

よって、請願第2号は採択と決しました。

以上で請願第2号の審査を終わります。

(意見書案配付)

○秋葉好美委員長 ただいま皆様のところに配付されました、この意見書案についてでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 事務局長。

○安川一省議会事務局長 ただいまこの意見書案でよろしいということでしたので、この意見書案を最終日に本会議でも採決を行います。それで採決となった場合には、議員発議となります。提出者は委員長をはじめ、委員全員の連名で行います。そのように準備をさせていただいてよろしいでしょうか。

(「はい」「異議なし」と呼ぶ者あり)

○安川一省議会事務局長 よろしくお願いたします。

◎請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願

○秋葉好美委員長 それでは、続いて請願第3号の審査に移りたいと思います。

次に、請願第3号 「義務教育費国庫負担制度の堅持に関する意見書」採択に関する請願の審査を行いたいと思います。

請願の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。

それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思いますが、いかがでしょうか。

はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 一言だけ、去年も同じようなことを言ったのかもしれませんが、この請願には賛成したいと思うんです。ここにありますように、この義務教育国庫負担制度というのは、憲法で定めた国が義務教育を負うと。それから、教育の機会均等ですね。これをこの自治体によってお金がある自治体とか、ない自治体とかいうことによって、子どもたちが教育を受ける権利が差別をつけられるということのないようにという、そういうことで設けられた制度であるわけですね。これはもう長い間こういう制度でやられてきたんですけれども、2000年に入ってから、この国庫負担が2分の1から3分の1に減らされましたよね。そのときにもっと減らしたいとか、あるいはこの国庫負担制度については廃止しろとかね、こういう声があったんですね。そういうところからこの教育関係の皆さ

んが声を上げて、これを堅持しろという声が上がって、今はさほど地域問題になるようなことにはなっていませんけれども、しかし引き続き、やはりこの制度は堅持していくということが必要だという立場から、教育関係の皆さんが声を上げているんだと思いますので、そういう点でこの請願には賛成したいと思います。

○秋葉好美委員長 ほかに意見の方、ございますでしょうか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 次に、討論ですけれども、希望者はおりますか。いないようですね。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 お諮りいたします。

請願第3号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員ですね。

以上で請願第3号は採択と決しました。

以上で請願第3号の審査を終わりにします。

それでは、請願が採択となりましたので、意見書案を配付してください。

(意見書案配付)

○秋葉好美委員長 ただいま意見書の案が配付されましたが、この意見書案でよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、事務局長、お願いいたします。

○安川一省議会事務局長 先ほどの請願第2号と同様に、最終日に本会議でも採決を行います。

その結果、採択となった場合には議員発議といたしまして、提出者は委員長、そして5名の委員で連名で提出をいたします。そのように準備するということがよろしいでしょうか。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 よろしくお願いいたします。

◎陳情第5号 日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の

国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情

○秋葉好美委員長 続きますして、陳情第5号の審査を行いたいと思います。

日本政府に核兵器禁止条約の署名・批准を求めるとともに、世界の国々に署名・批准を働きかけることを求める意見書提出を求める陳情の審査を行いたいと思います。

陳情の内容については、既にお配りしておりますので、朗読を省略させていただきます。それでは、委員の方々の意見を伺いたいと思います。

いかがでしょうか。

はい、蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 先ほど陳情者からもお話がありましたけれども、日本の政府がなぜこの国連会議、去年7月7日に採択されたときの国連会議、これに参加をしてほしいという、こういう国民の声に逆らって、この会議に参加しない。そしてこの条約に反対しているんですね。これは核兵器、この条約に反対しているのは核兵器を保有国と、その核保有国の核の傘のもとにある国々が反対しているんですね。やはりそういう状況を本当に変えていかなければ、世界中から核兵器はなくならない。特に日本政府は世界で唯一の被爆国ですから、そういう立場からやはり核兵器完全禁止という立場で、せつかく世界3分の2の国が採択に参加をした核兵器禁止条約ができたわけですから、ぜひ日本の政府もこの条約に署名をし、批准していただきたいと思うんですね。

先般、米朝首脳会談がありましたよね。そこで北朝鮮の朝鮮半島の核の非核化の問題が論議されましたけれども、私はこういうときに、単に米朝間の問題だけでなく、やっぱり国際社会が一致して核兵器をなくそうと、そういうやっぱり機運を高めていく人がいなければいけないと思うんですね。核を持っているアメリカがね、その核をつくる国に対して、あなたの核兵器は認めない、こういうことでは説得力ないし、そういうアメリカの核の傘のもとで核兵器の保有に固執すると、核の傘のに固執するということでは、いつまでたっても私は核兵器の廃止にはつながらないと思うんですね。ぜひそういう点では、この陳情にあるように、日本の政府が核兵器禁止条約に署名をし、批准をしていただきたいし、唯一の被爆国としての責任を果たしていただきたいという立場から、この陳情には賛成したいと思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに委員の方の意見は。

はい、森副委員長。

○森 建二副委員長 この原爆、核兵器をこれからなくしていくという考えについては、当然私も賛成をいたしますし、日本国民として、やはり1945年の8月6日と9日、落とされた唯一の被爆国として、これはおそらく日本の全ての方が核兵器を廃絶に向けた気持ちというのは変わらないと思います。私個人といたしましても、仕事の関係もございしますが、広島、長崎、特に広島原爆記念館にはおそらく100回を超える回数行っておる中で、その思いは強く持っているところでございます。

我が市といたしましても、非核平和都市宣言、1986年3月宣言をいたしまして、市内6カ所にその関係のモニュメント、掲示等々させていただいている中でございます。当然国といたしましても、県といたしましても、その核をなくしていくという考え、これにはおそらく1点の曇りもない考えかと思えます。

その中で、現在も核保有国、まずNPTというものがまず前段の条約としての基本になってくるかと思えます。NPT、核不拡散条約でございます。1968年に世界の核兵器9割を持っているアメリカ、ロシアを含めた、アメリカ、ロシア、イギリス、フランス、そして中国、この国以外はまず兵器を持つてはいけない。その上でおおむね5年ごとにこの核軍縮をしていきたいと思います。その上で、1968年当時と比べますと、特にアメリカ、ロシアでは8割も核兵器が減ったという形の実績があるんだそうでございます。ですので、まずこのNPTを基本に、今まで昨年9月以前、7月ですね。7月以前の世界については各兵器の軍縮に向けての動きが流れてきたものなのかと思っています。その上で昨年7月、この核兵器禁止条約、国連加盟国122カ国によって採択をされました。ただ、これはいろんな言われ方をします。中には欠陥の条約で欠陥が非常に多い条約だと言う方もいらっしゃいます。最大の問題は、先ほど申し上げました国も含めて核保有国がこれに批准をしていないことだと思います。先ほど申し上げました5カ国、そしてイスラエル、インド、パキスタン、こういった国々が残念ながら批准をしておりません。ですので、この条約が締結されることによって、残念ながら核が1つも減ることがない条約になってしまっています。

その上で、今までNPT、核不拡散条約、5年に1度の会議でいろんな形で軍縮を進めてきたものを、ある意味否定する形になってしまっている。核兵器禁止条約というものが、今までのNPTを中心に進んできた軍縮という方向に対しては、残念ながらそれを否定して改めてみんなで持つのはやめましょう、持つのはやめましょうと言っているのは、残念

ながら核を持っている国が全くそれに批准をしないという形になってしまっておりますので、残念ながら言い方は悪いですが、骨抜き条約と言われてもやむ形なしという形になってしまっておるものだと思います。

そんな中で、私ども日本としましても、この軍縮に向けては最大限の努力をしなければならない、これはもう私ども日本という国に産まれた人間の至上命題だと私は考えております。その中で、国はこの条約関係について政府全体で検討していくという形の話をしております。私ども市といたしましては、最終的にこの世界から核をなくしていく。そのためにどういう方向が、どういうやり方が具体的に効果的であるのかということを考えながら、国の方針を含めて、現在では見守るべきなのではないのかなというふうに私は考えます。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに。

田辺委員。

○田辺正弘委員 では、森副委員長のその後、同じような意見なんですけれども、現在日本や韓国を取り巻く状況といたしましては、北朝鮮などの軍事的脅威から安全保障が大きな課題となっておりますが、その対策の一つとして、アメリカによる核の傘が現時点では有効に機能していると思います。核兵器廃絶は悲願ではありますが、核保有国による段階的、継続的な核軍縮と政府の動向を見守るべきではないかと私は思います。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかにご意見はございますでしょうか。

はい、宮間委員。

○宮間文夫委員 この条約に署名とか批准の願いなんですけれども、願ってもかなわないのを承知の上で願うというような思いが今私しています。ですから、願わずにはられないので、願うことには賛成します。

以上です。

○秋葉好美委員長 ほかに意見ございませんか。

(発言する者なし)

○秋葉好美委員長 次に、討論ですけれども、希望者はいらっしゃいますか。

いらっしゃらないですね。

意見が出尽くしたようなので、採決に移りたいと思いますけれども、よろしいでしょう

か。

(「はい」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 お諮りいたします。

陳情第5号を採択することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 この陳情5号、賛成少数ということで、陳情5号は不採択と決しました。

以上で陳情第5号の審査を終わります。

ここで、5分間休憩をいたします。

(午前10時36分)

(午前10時42分)

○秋葉好美委員長 会議を再開いたします。

◎議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○秋葉好美委員長 次に、付託議案の審査を行います。

まず、各課から付託議案について説明を受け、全ての課の説明終了後に付託議案の採決を行います。

はじめに、教育委員会管理課を入室させてください。

(教育委員会管理課 入室)

○秋葉好美委員長 管理課の皆様、ご苦労さまです。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行いますので、説明をお願いします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭をお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから、速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続いて、議案第3号について説明をお願いします。

○古内 衛教育委員会管理課長 おはようございます。

教育委員会管理課でございます。

それでは、まず本日の出席職員を紹介させていただきます。

まずは私の右手側が副参事で学校教育室長の加藤でございます。

○加藤 温教育委員会管理課副参事兼学校教育室長 よろしく申し上げます。

○古内 衛教育委員会管理課長 次に、私の左手側ですが、副課長の加藤岡でございます。

○加藤岡裕二教育委員会管理課副課長 よろしく申し上げます。

○古内 衛教育委員会管理課長 最後に私、課長の古内でございます。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

それでは、失礼ながら着座にてご説明をさせていただきます。

本日の案件は、管理課の取り扱いとなる議案第3号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてでございます。

事前にお配りした説明資料に従って、ご説明申し上げます。

はじめに、改正の趣旨ですが、就学指導委員会の名称を教育支援委員会に変更するため、当該条例中の用語について所要の改正を行おうとするものでございます。

次に、改正の概要について申し上げます。

本市では、特別な教育的支援を必要とする児童・生徒の適切な就学指導を行うため、教育委員会に就学指導委員会を設置しておりますが、文部科学省において、早期からの教育相談や支援をはじめ、就学先決定時のみならず、その後の一貫した支援についても助言を行う観点から、これを教育支援委員会に名称変更することが適当とされたことを受け、改正を行おうとするものでございます。

資料の新旧対照表をごらんください。

具体的には当該条例では別表第1として、特別職の職員区分に応じた報酬額を定めておりますが、同表中、就学指導委員会委員とあるところを教育支援委員会委員、こちらに改めるものでございます。

以上が議案第3号の概要でございます。よろしくお願ひ申し上げます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第3号について、ご質問等があればお願ひいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

蛭田委員。

○蛭田公二郎委員 一言だけ、昨日も本会議で質問がありましたけれども、これまでの就学

指導委員会というのは、本来の役割からすれば教育支援委員会という名称に改めたほうが役割が明確にできるということで、従来と仕事の中身が変わったとかいうことではないですことですね。

○教育委員会管理課長 はい。

○蛭田公二郎委員 結構です。

○秋葉好美委員長 ほかにございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、管理課の皆様、退席して結構でございます。

(教育委員会管理課 退席)

◎議案第5号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

○秋葉好美委員長 それでは、次に、高齢者支援課を入室させてください。

(高齢者支援課 入室)

○秋葉好美委員長 高齢者支援課の皆様、ご苦労さまでございます。

ただいまより、当常任委員会に付託されました議案第5号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定についての審査を行いますので、説明をお願いいたします。

時間の関係もありますので、簡潔明瞭にお願いします。

なお、説明終了後に各委員から質問があった際は、挙手の上、委員長の許可を求めてから速やかにお答えください。

はじめに、課長から職員の紹介をしていただき、続けて議案第5号についての説明をお願いいたします。

○石原治幸高齢者支援課長 高齢者支援課です。

私の右手が大塚副課長でございます。

○大塚隆一高齢者支援課副課長 大塚です。

○石原治幸高齢者支援課長 左が介護保険班の鈴木班長です。

○鈴木理一高齢者支援課主査兼介護保険班長 鈴木です。よろしく申し上げます。

私、課長の石原です。よろしく申し上げます。

○秋葉好美委員長 どうぞ、お座りください。

○石原治幸高齢者支援課長 着座にて説明させていただきます。

それでは、議案第5号 大網白里市介護保険条例の一部改正する条例の制定について、説

明させていただきます。

こちらにつきましては、まず1点は介護保険法施行令の一部改正に伴いまして、本市の条例第2条第1項で引用している介護保険施行令第38条第4項の規定が第22条の第2項に改正されたことに伴う規定の整備でございます。

もう一点は、同じく介護保険法施行令の一部改正に伴うもので、字句等の改正を行ったものでございます。

以上で議案第5号の説明を終了します。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○秋葉好美委員長 ただいま説明がありました議案第5号について、ご質問等があればお願いいたします。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 ないということなので、高齢者支援課の皆様は退席して結構でございます。ありがとうございました。

(高齢者支援課 退室)

○秋葉好美委員長 それでは、議案の取りまとめに入りたいと思います。

各議案について取りまとめに入ります。

はじめに、議案第3号 特別職の職員の非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、意見がないようですので、議案に対する審査結果の採決を行います。

議案第3号について、原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員といたしまして、議案第3号は可決いたしました。

次に、議案第5号 大網白里市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について、ご意見及び討論はございませんか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 それでは、議案第5号について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○秋葉好美委員長 賛成総員。

議案第5号は原案のとおり可決をいたしました。

以上で、当委員会に付託された請願、陳情及び議案の審査については終了といたします。

◎その他

○秋葉好美委員長 次、その他ですが、何かございますか。

(「ありません」と呼ぶ者あり)

○秋葉好美委員長 以上で協議事項とその他についてを終了といたします。

◎閉会

○森 建二副委員長 ありがとうございました。それでは、以上をもちまして文教福祉常任委員会を閉会いたします。皆様、大変お疲れさまでございました。

(午前10時51分)